

建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・郵送方式）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、市が発注する建設工事について、受注意欲のある者の入札参加機会を確保するとともに、競争性の向上を図るため、建設工事に係る条件付き一般競争入札（以下「本競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 本競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、市が発注する建設工事のうち設計金額が4,800万円以上の工事で、市長が選定したものとする。

2 市長が特に必要と認めるときは、予定価格が前項に定める金額に満たない工事についても対象とすることができるものとする。

（入札の公告）

第3条 対象工事を本競争入札に付するときは、次に掲げる方法により公告するものとする。

（1） 有田市ホームページへの掲載

（2） 財政課での掲示

2 前項の規定により公告するときは、次に掲げる事項を入札公告例（別記第1号様式）により行うものとする。

（1） 入札に付する工事の概要に関する事項

（2） 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（3） 入札参加手続等に関する事項

（4） 入札等に関する事項

（5） 開札等に関する事項

（6） 審査に関する事項

（7） 低入札価格調査に関する事項

（8） 落札者の決定方法に関する事項

（9） その他本競争入札の手続に関し必要な事項

3 第1項の公告（以下「入札公告」という。）の期間（入札公告から第11条第1項に規定する入札書等の提出期限までをいう。以下同じ。）は、原則として25日（有田市の休日を定める条例（平成3年有田市条例第23号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含む）以上とする。

（入札参加資格要件）

第4条 本競争入札に参加できる者は、単体企業及び特定建設工事共同企業体で、入札書を提出した日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしているものとする。ただし、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めないものとする。

（1） 単体企業及び特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる対象工事に共通する入札参加資格要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

であること。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 有田市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱（平成 20 年訓令第 2 号）に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。

エ 有田市建設工事及び委託業務請負業者資格審査要綱（平成 11 年訓令第 18 号）第 5 条に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

（2）単体企業及び特定建設工事共同企業体又はその構成員は、工事ごとに定める次に掲げる入札参加資格要件のうち、次条の規定により決定する具体的要件を満たしていること。

ア 建設業法第 27 条の 29 第 1 項に定める総合評定値通知書における総合評定値が、対象工事の種類、規模等に応じて別に定める範囲内であること。

イ 同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件を満たしている者であること。

ウ 技術者に関する要件を満たしている者であること。

エ 特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

オ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。

カ その他市長が定める要件を満たしている者であること。

（工事ごとに定める入札参加資格要件の決定）

第 5 条 前条第 2 号に規定する工事ごとに定める入札参加資格の具体的要件を定めようとするときは、有田市指名業者等選定審査会の審議に付し決定するものとする。

（設計図書等）

第 6 条 設計図書等の閲覧等については、入札公告に示した方法により行うものとする。

2 前項の閲覧等は、原則として、入札公告の期間について行うものとする。

3 光ディスク、コンパクトディスク等の電子媒体に設計図書等を記録できる工事については、電子媒体により配布することができるものとする。

（技術資料）

第 7 条 財政課長は、第 4 条第 2 号に規定する工事ごとの入札参加要件を確認するため、第 3 条第 1 項に規定する公告後速やかに、入札参加資格要件を満たすことを証明する資料（以下「技術資料」という。）の作成に係る事項等を記載した技術資料作成要領を本競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に交付するものとする。

（工事費内訳書の提出）

第 8 条 入札参加者は、入札書の提出に併せ対象工事に係る工事費内訳書を提出しなければならない。

（総合評価落札方式試行要領に基づく関係書類の提出）

第 9 条 建設工事総合評価落札方式試行要領（平成 19 年 11 月 1 日施行。以下「総合評価試行要領」という。）に基づく総合評価落札方式による入札の場合、入札参加者は、入札書の提出に併せて総合評価試行要領に基づく関係書類の提出をしなければな

らない。

(低入札価格調査実施要領に基づく関係書類の提出)

第 10 条 低入札価格調査実施要領（平成 15 年 8 月 1 日施行。以下「低入札要領」という。）による低入札調査基準価格を下回る応札をする入札参加者は、入札書の提出に併せて低入札要領に基づく関係書類の提出をしなければならない。

(入札書等の提出方法)

第 11 条 入札参加者は、入札書、工事費内訳書、総合評価落札方式による入札の場合は総合評価試行要領に基づく各様式、及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札要領に基づく各様式（以下これらを「入札書等」という。）を封筒に入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称（特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名）、建設業許可番号（特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体代表幹事の建設業許可番号）、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載の上、郵便により提出しなければならない。

2 入札書等は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、入札公告に示す郵便事業会社に局留めで郵送しなければならない。

(入札書等の提出期限等)

第 12 条 入札書等の提出期限（以下「提出期限」という。）は、開札日の前日（その日が休日であるときは、その前日以前においてその日に最も近い休日でない日。以下同じ。）とし開札日の前日から起算して 5 日前（休日を含まない）までを入札書等の提出可能期間（以下「提出期間」という。）とする。

2 入札参加者は、入札書等を提出期限までに前条第 2 項に規定する提出先に到達するようにしなければならない。ただし、前条第 2 項に規定する郵便事業会社において、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。

3 提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第 13 条 設計図書等に対する質問は、質問書（別記第 2 号様式）により受け付け、入札公告の日から提出期間が始まる日までの間のうち、原則として 3 日間（休日を含まない。）の受付期間を設定するものとする。この場合、受付期間の最終日の受付終了時間は、午後 4 時とするものとする。

2 財政課長は、前項の質問に対する回答を受付期間終了後、提出期間が始まる日までの間のうち、原則として 3 日間（休日を含まない）の回答期間を設定し、第 3 条第 1 項各号に定める方法で掲載若しくは掲示するものとする。

(入札書等の不受理)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、不受理とし、入札書等不受理通知書（別記第 3 号様式）を添えて、当該入札者に普通郵便で郵送するものとする。

(1) 第 11 条第 2 項に規定する郵送方法以外の方法により提出された入札書等

- (2) 入札公告に示す提出期間によらない入札書等
- (3) 封筒表記の宛先、開札日、工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが未記載等により意思表示が明確でない入札書等
- (4) 封筒表記の入札者の商号又は名称（特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名）が記載されていない入札書等
- (5) 封筒に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所又は入札者の商号若しくは名称（特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名）のいずれかが複数記載されている入札書等

（入札の無効）

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 同一人が 2 通以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (2) 金額の記入がない入札書による入札
- (3) 金額を訂正した入札書による入札
- (4) 入札書の工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書による入札
- (5) 入札書の工事年度・工事番号、工事名、工事場所、商号若しくは名称（特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名及び代表幹事の商号又は名称）、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書による入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- (7) 工事費内訳書を提出しない者がした入札
- (8) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (9) 第 4 条に規定する要件を満たさない者がした入札

（入札の失格）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 総合評価落札方式による入札を行った場合で、第 9 条に規定する関係書類を同封しない者
- (2) 低入札調査の対象となる入札を行った場合で、第 10 条に規定する関係書類を同封しない者
- (3) 低入札調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者
- (4) 虚偽の技術資料を提出した者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札公告において示した入札条件に違反して入札を行った者

（入札書等の受領及び管理等）

第 17 条 入札執行者は、原則として開札日に、第 11 条第 2 項の郵便事業会社の窓口で入札書等を受領するものとする。

2 入札執行者は、受領した入札書等の封筒を確認し、第 14 条の規定に該当する場合は不受理とするものとする。

3 受領した入札書等は、いかなる理由があっても開札まで封筒を開封しないものとする。

る。

4 入札書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

5 一度提出された入札書等の書替え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

(入札経過書の作成)

第 18 条 入札執行者は、開札日に、封筒の表記をもとに入札経過書（別記第 4 号様式）を作成するものとし、対象工事に係る入札書等を提出した全ての入札参加者を記載するものとする。

2 前条第 2 項により不受理とする場合は、その旨を入札経過書に記載するものとする。

(開札)

第 19 条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、公開とする。

3 入札執行者は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

4 入札経過書には、前項の規定により立ち会った入札事務に関係のない職員が署名するものとする。

5 入札執行回数は、1 回とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、その旨を告げ、開札を終了するものとする。

6 入札執行者は、同じ最低価格をもって入札した者が 2 人以上ある場合（総合評価落札方式による入札の場合を除く。）は、直ちに当該入札者又は当該入札者が開札に立ち会っていないときには第 3 項の入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。ただし、これらの者の入札金額が低入札調査基準価格を下回っている場合には、低入札要領に基づき調査した後にくじ引きを行うものとする。

7 入札執行者は、開札後、最低入札価格及び入札者名を読み上げ、落札を保留するものとする。

8 入札執行者は、次の各号に定める事項を宣言し、開札を終了するものとする。

(1) 総合評価落札方式による入札の時は、総合評価試行要領に基づく調査を行い、その結果評価値の高い入札者から順に入札参加要件等の審査をする旨

(2) 前号以外の時は、最低価格入札者から順に入札参加資格要件等の審査を行う旨

(3) 前 2 号に加え、入札者の中に低入札価格調査の対象となる者がある場合には、総合評価試行要領に基づく審査（総合評価落札方式による入札の場合）、入札参加資格要件等の審査の後、低入札要領に基づき調査を行う旨

(総合評価落札方式による審査)

第 20 条 総合評価落札方式による入札において、前条の規定による入札を保留したときは、入札時に提出された関係資料を総合評価試行要領に基づき審査するものとする。

2 総合評価落札方式による入札のときは、次条中「最低価格入札者」を「評価値最高位者」と読み替えるものとする。

(落札候補者決定のための入札参加資格要件審査)

第 21 条 財政課長は、第 19 条の規定により入札を保留したときは、当該最低価格入札

者にファクシミリ又は電話により連絡し、技術資料の提出を指示するものとする。

- 2 最低価格入札者は、財政課長から技術資料の提出を求められた場合には、提出を指示された日から起算して、原則として2日以内（休日を含まない。）に提出しなければならない。
- 3 一度提出された技術資料の書替え、引換え又は撤回は、認めないものとする。ただし、財政課長は、必要と認めたときは、すでに提出された技術資料に関しより詳細な資料を提出させることができるものとする。
- 4 財政課長は、技術資料の受領後速やかに、最低価格入札者が第4条に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かの確認を行い、落札候補者として決定する。この場合において、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し技術資料の提出を指示し、落札候補者が決定できるまで順次確認するものとする。
- 5 前項の審査の結果における落札候補者が、当該審査以降において無効又は失格となった場合には、前項の後段の規定の例により落札候補者を決定するものとする。
- 6 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書（別記第5号様式）により取りまとめ財政課で保存するものとする。
- 7 入札参加資格要件の審査は、開札日の翌日から起算して原則として5日（休日を含まない。）以内に行わなければならない。

（低入札価格調査について）

第22条 前条第4項及び第5項の規定により決定された落札候補者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、別に規定する低入札要領により低入札価格調査を行うものとする。

- 2 前項の低入札価格調査の結果、低入札要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は契約に適合した履行がされないおそれがあると認められた者は、失格とする。

（落札決定方法）

第23条 財政課長は、次の各号に掲げる者を落札者とするものとする。

- （1） 総合評価落札方式による入札の時は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、総合評価試行要領に基づく審査で評価値が最高の者（前条第2項の規定により失格となった者を除く。）
- （2） 前号以外の時は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（前条第2項の規定により失格となった者を除く。）
- （3） 前各号の落札者に該当する者が2人以上あるときは、第19条第6項の定めによりくじ引きを執行した場合はその結果により、そうでない場合は当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、当該者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定)

第 24 条 財政課長は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にファクシミリ又は電話により契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

2 財政課長は、落札候補者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書（別記第 6 号様式）により通知をするものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たさないものとみなす。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第 25 条 前条第 2 項の通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、当該通知が到達した日の翌日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に、財政課長に対して当該入札参加資格要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

2 当該入札参加資格要件を満たさないと認められた者が前項の説明を求める場合は、苦情申立書（別記第 7 号様式）を持参し、又は郵送して行うものとする。

3 財政課長は、第 1 項の規定により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に回答するものとする。

4 当該苦情の申立ては、第 20 条から第 25 条までの事務の執行を妨げないものとする。

(入札結果等の公表)

第 26 条 財政課長は、対象工事の入札経過書については、開札後及び落札決定後に速やかに閲覧等により公表するものとする。

2 財政課長は、前項の公表までの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(入札の延期、取り止め)

第 27 条 市長は、本競争入札において、事故等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し又は取り止めることができるものとする。

(費用の負担)

第 28 条 入札書等及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

(その他)

第 29 条 市長は、入札参加者が提出した技術資料を、当該入札参加者に無断で使用しないものとする。

付 則

この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事

から適用する。

付 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 22 年 9 月 15 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。